

令和5年度事業計画書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

第1 事業計画の概要

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 住まいの確保に関する支援事業

従来の連帯保証提供の仕組みを見直し、2018年度から地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）を提供している。地域ふくし連帯保証とは地域福祉との連携のもと、鹿児島県内全域の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者、という）が連帯保証問題・身寄り問題を解決できる仕組みを整え、連帯保証を提供するというものである。また、地域福祉との連携を強化するため、福祉の担い手との協定を推し進める。

特に、市町村及び市町村社会福祉協議会との協定に力を入れる。これまでに、瀬戸内町、瀬戸内町社会福祉協議会、鹿屋市社会福祉協議会、垂水市、薩摩川内市社会福祉協議会、知名町、知名町社会福祉協議会と協定済みである。コロナ禍のため、その後の進捗が遅れているが、今後も多くの自治体・社会福祉協議会・社会福祉法人等と協定を行う。

また、2019年度から開始した「やどかりライフ」事業をさらに充実させ、当事者を主体とした居住支援を展開する。

また、2020年度から開始した「すまほっと」事業をさらに充実させ、賃貸人・賃借人双方の死後に関する不安を取り除き、「安心して貸せる」と「安心して住める」を実現する。

2021年度から開始した「つながるあんしん事業」の加入者促進を行い、死後事務を利用者に提供する。

さらに、今年度より、「孤独死ゼロアクション」を開始し、孤独死を減らす・なくすことを共通目的として行動を呼びかけ、多くの参加を得ることで、孤独死だけでなく「孤独生」・「孤立生」を減らしなくし、孤独・孤立対策に資する。

(2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者）に対し、相談支援事業及び障害福祉サービス事業を実施する。

(3) 社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業を行うほか、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るため、市民に対する啓発・研修事業を行う。また、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携調整会議等を実施する。

2. その他の事業

(1) その他の事業

その他の事業については、特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、物品の販売や出版および福祉に関する研究事業を実施する。

(2) 運営委員会

当法人の運営については、理事のほか、運営委員会委員により、2月に1回程度の頻度で運営委員会を開催する。

第2 各事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まいの確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：地域福祉の担い手と連携して、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供するとともに社会とのつながりを提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ980名

対象者：継続400名、新規100名、計500名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者に対する入居支援を行うものがなく、当法人が入居支援を行わざるを得ないケースに限り、利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：20名

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者の居宅を訪問する、利用者に当法人の事務所に訪問いただく等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：延べ300名

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：「やどかりライフ」「つながるあんしん事業」「孤独死ゼロアクション」等の事業においてサロンを開設する等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ 50 名

対象者：延べ 500 名

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）及び障害福祉サービス事業

事業内容：障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、相談支援及び障害福祉サービス事業を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ 4 名

対象者：継続 510 名，新規 80 名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業。社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ 10 名

対象者：約 300 名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所：鹿児島県内

実施時期：未定

従事人数：0 名

対象者：0 名

<事業計画（解説）>

1. 地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

やどかりでは、連帯保証提供の仕組みを2018年度より地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）へと進化させ、社会的困難を抱えている鹿児島県全域の人々へ連帯保証を提供しています。地域ふくし連帯保証において、地域福祉との連携は不可欠です。そのため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会・社会福祉法人とNPO法人やどかりサポートとが協定を結び、地域の連帯保証問題のみならず、身寄り問題を解決するための仕組みづくりも行っています。

「すまほっと」は、入居者が死亡した際に、賃貸借契約の解除や残置物の撤去をスムーズに行えるようにするために入居者とやどかりとの間であらかじめ死後の事務に関する契約を締結するものです。今後の利用者については利用開始時に必ず契約いただくとともに、既存の利用者についても、更新時に契約を促していきます。

2. 当事者主体の居住支援

やどかりは、地域ふくし連帯保証を展開するとともに、「当事者主体の居住支援」の普及発展を目指しています。

まず、「やどかりライフ」ですが、地域ふくし連帯保証利用者に対して「互助する暮らし方」を提案する事業です。すでに「やどかりライフ」を実践している方が約100名おられます。本事業をさらに充実させ、当事者が主体となって居住支援を展開することを目指します。

「すまほっと」をさらに充実させ、具体的な死後事務委任契約へと発展させたものが「つながるあんしん事業」です。入院時や死亡時のご希望をあらかじめ伺い、該当事象が起きた際には、互助会のなかまが中心に対応し、やどかりがそれをフォローします。

さらに、本年度からは「孤独死ゼロアクション」を開始します。孤独・孤立の最も際立った現象である「孤独死」を減らす・なくすことを共通目的として、当事者らに行動を呼びかけ、多くの方々に参加を得ることで、孤独死だけでなく「孤独生」・「孤立生」を減らし・なくし、孤独・孤立対策に資するものとしします。

以上のような各事業を展開し、当事者が主体となった居住支援を展開し、これを普及発展させていきます。

3. 相談支援事業

やどかりでは鹿児島市やその周辺市町の身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病のある方を対象に障害福祉サービスが利用できるようになるための相談支援事業を、平成26年9月、指定特定相談支援事業所の指定を受け実施しています。

本年度も、引き続きそういった方々がひとりでも多く、障害福祉サービスを利用す

ることで、充実した生活を送っていただけるよう、指定特定相談（計画相談）支援事業を実施します。

また、長期入院・入所している精神障害者、知的障がい者の地域移行支援についても当会の強みである居住支援をベースに引き続き展開したいと考えています。

4. 関係団体との協働による事業

やどかりは居住支援全国ネットワーク及び全国居住支援法人協議会、鹿児島県居住支援ネットワークに加入しており、これまでも、居住支援を実施している全国の団体と交流、研究、視察等の活動を行ってきました。

また、平成 29 年度から鹿児島県居住支援協議会のメンバーに参画し、住まい確保における相談事業の委託を受け相談窓口を開設しております。本年度も同様に開設したいと考えています。

県内の居住支援法人が 4 つに増え、居住支援法人間の連携を行うとともに、さらに居住支援法人を県全土に増やすべく行動します。令和 3 年 12 月 28 日に鹿児島県居住支援ネットワークが設立されましたが、現在 14 団体・個人が加入しており、やどかりは同団体の事務局を担っています。

4. 外部講演・委員会等

連帯保証事業の必要性は、住まい確保の実践者でなければ共感しにくいと感じています。また、やどかりが実践する「当事者主体の居住支援」は、地域共生社会にふさわしい先進的な居住支援のあり方であると考えられます。これらの課題や取組みに関する理解を少しでも広げていくために、講演や講義等を通して積極的にアピールしていきたいと思えます。